

千葉県医療審議会運営要綱

（目的）

- 第1 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）に基づき、千葉県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会長及び副会長）

- 第2 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

（会議）

- 第3 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決を行うことができない。
 - 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

- 第4 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げる事項を調査審議する。
- 併せて、医療対策部会は医療法第30条の23第1項に定める地域医療対策協議会としての位置付けも有する。

医療法人部会	医療法人の設立・解散・合併及び分割の認可等に関する事項 社会医療法人の認定等に関する事項 地域医療連携推進法人の認定等に関する事項
病院部会	病院の開設・増床等の取扱いに関する事項 地域医療支援病院の名称の承認等に関する事項
地域保健医療部会	千葉県保健医療計画に関する事項
医療対策部会	地域における医師等の確保に関する事項 特定労務管理対象機関の指定に関する事項

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長及び会長が指名した者とする。

なお、千葉県組織規程第146条第2項の定めによる補欠委員は、前任者が所属していた部会に属するものとする。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。部会長は、部会の会務を総理する。

なお、部会長に事故があるときは、部会員のうちから互選された者がその職務を行う。

5 第3の規定は、部会に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

ただし、医療対策部会において地域医療対策協議会としての協議を行なう場合は、別途規定するところによる。

6 部会における決議は、これを審議会の決議とする。ただし、部会長が必要と認めたときは審議会に付するものとする。

(庶務)

第5 審議会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

なお、医療法人部会、病院部会及び医療対策部会の庶務は、健康福祉部医療整備課において処理する。

(雑則)

第6 以上のほか、議事の手続き、その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和63年11月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成4年7月7日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成6年11月21日から施行する。
- 4 この要綱は、平成9年3月17日から施行する。
- 5 この要綱は、平成11年9月17日から施行する。
- 6 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成18年12月27日から施行する。
- 8 この要綱は、平成28年11月22日から施行する。ただし、第4の医療法人部会の調査審議事項のうち、地域医療連携推進法人の認定等に関する事項は平成29年4月2日から施行する。
- 9 この要綱は、平成29年9月7日から施行する。
- 10 この要綱は、平成30年12月12日から施行する。
- 11 この要綱は、令和4年12月19日から施行する。